

令和2年2月13日

## まちづくり委員会資料

等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の  
取組方針（案）に対するパブリックコメント手続  
の実施結果について

建設緑政局

**等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）に対する  
パブリックコメント手続の実施結果について**

**1. 概要**

「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」について、令和元年11月21日から令和元年12月20日まで、市民の皆様の御意見を募集しました。  
その結果、62通（意見総数207件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

**2. 意見募集の概要**

|         |  |
|---------|--|
| 題名      | 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）について   |
| 意見の募集期間 | 令和元年11月21日（木）から令和元年12月20日（金）まで   |
| 募集の周知方法 | 市政だより、市ホームページへの掲載<br>各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、中原区役所道路公園センター、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、公文書館、等々力緑地テニスコート管理棟、建設緑政局等々力緑地再編整備室での閲覧 |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参  |
| 結果の公表方法 | 市ホームページへの掲載、<br>各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、中原区役所道路公園センター、等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、公文書館、等々力緑地テニスコート管理棟、建設緑政局等々力緑地再編整備室での閲覧      |

**3. 結果の概要**

|             |       |              |
|-------------|-------|--------------|
| 意見提出数（意見件数） | 62 通  | (207 件)      |
| (内訳)        | 電子メール | 57 通 (191 件) |
|             | FAX   | 4 通 (12 件)   |
|             | 郵送    | 1 通 (4 件)    |
|             | 持参    | 0 通 (0 件)    |

**4. 御意見の内容と対応**

防災・減災の視点からの緑地の役割の再検討及び既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」を改定することへの賛同など、本案の趣旨に沿った御意見のほか、方針案の内容や再編整備に対する御意見や御要望が寄せられました。

寄せられた御意見のうち、「取組方針に都市における緑地の視点が欠落している」という御意見については、既存計画の「等々力緑地再編整備実施計画」で重要な視点として位置付

けておりますので、この視点を明記し、「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」を策定します。

**【御意見に対する対応区分】**

- A：御意見を踏まえ、案に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：質問・要望の御意見であり、案の内容等を説明するもの
- E：その他

**●御意見の件数と対応区分**

| 項目                                     | A | B | C  | D   | E | 計   |
|--|---|---|----|-----|---|-----|
| 1 「4等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針（案）」に関する事 | 1 | 3 | 0  | 12  | 0 | 16  |
| 2 民間提案に関連するもの                          | 0 | 0 | 0  | 53  | 0 | 53  |
| 3 再編整備計画に関連するもの                        | 0 | 0 | 12 | 105 | 0 | 117 |
| 4 今後のスケジュールに関する事                       | 0 | 0 | 0  | 3   | 0 | 3   |
| 5 その他                                  | 0 | 0 | 18 | 0   | 0 | 18  |
| 合計                                     | 1 | 3 | 30 | 173 | 0 | 207 |

1 「4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針(案)」に関すること (16 件)

| No | 意見の要旨   | 本市の考え方  | 区分 |
|----|---|---|----|
| 1  | 台風 19 号による被害を踏まえ、防災・減災の視点からの等々力緑地の役割を取り入れたほうが良い。<br>(同趣旨ほか 1 件)   | 防災・減災の視点からの役割を再検討することについては、「(1) 今後の取組方針」で記載したとおり、自然災害リスクの高まりを踏まえ、重要であると認識しております。<br>今後、被害状況等の検証結果を踏まえて、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、「等々力緑地再編整備実施計画」への反映に向けて、防災・減災の取組を推進してまいります。 | B  |
| 2  | 既存計画の策定時から状況が変わってきていることから等々力緑地再編整備実施計画を改定することについては、賛成である。   | 「等々力緑地再編整備実施計画」の改定については、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、取組を推進してまいります。   | B  |
| 3  | 取組方針(案)には提案者の立場について明確な記載がなく、協力した後に入札により事業者が選定されるとしているが、提案者である東急株式会社との間で事業内容等に係る協議が調った場合、随意契約を保證する旨の協定を締結すべきである。 | PFI 事業者の選定方法については、民間事業者を公募により選定するもの(PFI 法第 8 条第 1 項)とされていることから、一般競争入札のうち、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案できる「総合評価一般競争入札」等による実施を考えております。                            | D  |
| 4  | 近隣住民との関わりが示されていないため、「近隣住民の理解を得られるよう計画する(近隣住民との共生)」を追記すべきである。<br>(同趣旨ほか 2 件)                                     | 近隣住民の方については、「(3) 今後の検討体制」の「②等々力緑地利用者等との調整」の中でお示ししているとおおり、「(仮称)関係団体連絡調整会議」を設置し、その中で、本事業への理解の醸成と情報共有するとともに、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向けて、市民の方の御意見を伺ってまいります。  | D  |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 5 | 都市の大型公園は身近に自然に触れあえる場所、心静かにリラックスできる場所として整備するべきであり、取組方針に都市の緑地の視点が欠落している。 | 都市における緑の視点については、既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」において、重要な視点として位置付けており、本方針では、そのような視点に、防災・減災の視点からの役割を再検討することなどを、新たに加えたものとなっております。<br>いただいた御意見を踏まえ、本方針をわかりやすくするため、「緑と水の整備」など、「等々力緑地再編整備実施計画」に位置付けている重要な4つの視点を明記します。         | A |
| 6 | 周辺町会代表者を「等々力緑地再編整備計画推進委員会」の構成員に加えて欲しい。<br>(同趣旨ほか5件)                    | 「等々力緑地再編整備計画推進委員会」の委員構成のうち、関係団体の役職員については、地域住民の御意見を伺うために、町内会・自治会の連合組織である区町内会連合会の代表者を候補として、選定手続を進めております。<br>また、周辺の各町会については、「(仮称)関係団体連絡調整会議」の中で、御意見を伺ってまいります。  | D |
| 7 | 4つの検討組織が挙げられているが、どの組織がどの検討事項を担うのか。また、取りまとめはどのように行うのか。<br>(同趣旨ほか1件)     | 「(3) 今後の検討体制」については、主に学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮りながら、「(2) 今後の検討事項」の検討を行うこととなります。他の3つの組織については、委員会の審議に必要となる事項について協議・調整を行うものです。<br>また、複数の組織で検討すべき事項については、委員会の審議が円滑に進むよう、事務局である本市が、各組織と協議・調整を行うこととなります。 | D |

## 2 民間提案に関連するもの(53件)

| No | 意見の要旨   | 本市の考え方   | 区分 |
|----|---|--|----|
| 8  | 東急株式会社からの民間提案は、民間ならではの経験、ノウハウを活用し等々力の魅力を高め、川崎の価値を高める事業であり、地 | 東急株式会社からの民間提案については、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るとともに、提案内容等の公表及び活用することについて、東急株式会社と協定の締結を行い、 | D  |

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
|    | <p>域活性化につながると考えられるため、東急株式会社の提案に賛成する。<br/>(同趣旨ほか 12 件)</p>                   | <p>連携・協力しながら、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて、財政負担を含む、民間活力の導入範囲等の検証を踏まえ、具体的な整備内容を検討してまいります。</p>           |   |
| 9  | <p>等々力陸上競技場（サイドバックスタンド）の全面改築、他の公共施設との複合化をして欲しい。<br/>(同趣旨ほか 7 件)</p>         |  |   |
| 10 | <p>個別公園施設（ランニングコース・園路、釣り池、プール）の整備をして欲しい。<br/>(同趣旨ほか 13 件)</p>               |  |   |
| 11 | <p>民間収益施設（興行アリーナ民設民営、R&amp;D、商業施設）の整備をして欲しい。<br/>(同趣旨ほか 6 件)</p>            |  |   |
| 12 | <p>民間提案の内容は、財政的に実現可能か。</p>  |  |   |
| 13 | <p>市民ミュージアムの再整備に当たり、市の文化振興施策の方向性が明確でない。</p>                                 | <p>市民ミュージアムについては、台風第 19 号により多くの収蔵品が浸水による被害を受けたことから、今後のあり方について、施設の復旧に要する費用や収蔵品の復旧状況等を総合的に勘案しながら検討してまいります。</p> | D |
| 14 | <p>等々力陸上競技場の複合化に当たり、市民ミュージアムの設備や運用体制（学芸員）などの充実を図って欲しい等。<br/>(同趣旨ほか 4 件)</p> |  |   |
| 15 | <p>市民ミュージアムにおける浸水対策（高台移転等）をして欲しい。<br/>(同趣旨ほか 3 件)</p>                       |  |   |

### 3 再編整備計画に関連するもの（117件）

| No | 意見の要旨   | 本市の考え方  | 区分 |
|----|---|---|----|
| 16 | <p>昨今の自然災害リスクの高まりを踏まえ、浸水対策・災害時対応の役割を明確化して欲しい（遊水地、発電機、備蓄倉庫、防災かまど、防災トイレ、十分な大きさの移動経路）。</p> <p>（同趣旨ほか15件）</p> | <p>浸水対策などについては、「（1）今後の取組方針」の②でお示ししたとおり、自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地の役割を再検討することとしております。</p> <p>今後、台風19号の被害状況等の検証結果などを踏まえて、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、防災・減災の視点から等々力緑地の役割について検討してまいります。</p> | D  |
| 17 | <p>民間活力の導入が進むことにより、収益性の高い部分が重視され、拡張されることにより、今まで誰もが寛ぐことができた空間が減少してしまうのではないか。</p> <p>（同趣旨ほか11件）</p>         | <p>緑とオープンスペースの確保については、大変重要と考えておりますので、既存計画である「等々力緑地再編整備実施計画」に基づいた「緑と水の再整備」の視点を踏まえ、賑わいの創出や憩いの場が確保できるよう公園全体のゾーニングを検討してまいります。</p>   | C  |
| 18 | <p>アクセスを改善して欲しい（直通バス、川崎縦貫鉄道、路面電車、車道整備）。</p> <p>（同趣旨ほか6件）</p>  | <p>アクセスの改善については、「2等々力緑地の課題」の「（1）社会環境の変化に対する新たな課題等への対応の必要性」の中でお示ししたとおり、重要な課題であると認識しております。</p> <p>川崎縦貫鉄道計画については、平成30年3月、総合都市交通計画の見直しの中で、廃止しておりますが、今後、有効な交通アクセスについて検討してまいります。</p>                  | D  |
| 19 | <p>サッカー専用（球技専用）スタジアム（できなければ可動席）の整備をして欲しい。</p> <p>（同趣旨ほか15件）</p>   | <p>サッカー専用（球技専用）スタジアム等については、平成30年3月に策定しました、等々力陸上競技場第2期整備「整備計画」において、整備する予定はありませんが、今後、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向けた、等々力陸上競技場整備の取組の中で、具体的な整備内容を検討してまいります。</p>  | D  |
| 20 | <p>等々力陸上競技場（サイドバックスタンド）整備に</p>  | <p>等々力陸上競技場整備については、平成30年3月に策定した等々力陸上競技場第2期整</p>   | D  |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | <p>において、設備等（席数、傾斜、可動席、コンコース、トイレ）の充実を図って欲しい。<br/>（同趣旨ほか19件）</p>                                    | <p>備「整備計画」において、収容可能人数35,000人規模とし、臨場感溢れる快適な観戦環境を確保すること、全ての人が使いやすい施設とすることなどを整備の基本方針としていますが、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を進める中で、具体的な整備内容を検討してまいります。</p>             |   |
| 21 | <p>魅力ある公園となるよう施設整備（ランニングステーション、ドッグラン、駐車場、園路（動線）、競技場周辺整備、室内型アスレチック、飲食店等）をして欲しい。<br/>（同趣旨ほか36件）</p> | <p>公園の施設整備については、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向け、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を進める中で、具体的な整備内容を検討してまいります。</p>                     | D |
| 22 | <p>健全者だけではなく、障害者や高齢者も気軽に訪れることができるようインクルーシブ遊具の設置やリハビリ施設の複合化をして欲しい。<br/>（同趣旨ほか2件）</p>               | <p>インクルーシブ遊具やリハビリ施設の複合化については、「かわさきパラムーブメント」（誰もが社会参加できる環境づくり）の取組を進めることは大変重要であり、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、他都市の事例を調査研究し、検討してまいります。</p> | D |
| 23 | <p>川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースとの協働により、公園の魅力向上を図って欲しい。<br/>（同趣旨ほか2件）</p>                                  | <p>川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースなどのかわさきスポーツパートナーについては、重要なステークホルダーであることから、様々な連携により、魅力あふれる公園の実現に向けて検討してまいります。</p>  | D |
| 24 | <p>整備に対する財源を確保（ふるさと納税、寄付金の活用等）して欲しい。<br/>（同趣旨ほか2件）</p>  | <p>整備に対する財源の確保については、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設の整備・運営等の実現に向けて、今後、具体的な整備内容を検討する中で、検証してまいります。</p>   | D |

#### 4 今後のスケジュールに関すること（3件）

| No | 意見の要旨                      | 本市の考え方  | 区分 |
|----|----------------------------|---|----|
| 25 | <p>民間活力導入方針案の公表時期はいつか。</p> | <p>緑地内施設の管理運営や整備事業の範囲等を内容とした「民間活力導入方針案」について</p> | D  |



|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
|    |  | は、「等々力緑地のマーケットサウンディングの実施結果について」（平成31年1月公表）の中で、令和2年7月にお示しすることとしておりましたが、当実施結果報告後の平成31年2月に、東急株式会社からPFI法に基づく民間提案の提出があり、緑地全体にわたる、民間活力導入の可能性が高まってきたことから、当該検討に時間を要するため、令和3年3月の「等々力緑地再編整備実施計画（案）」の中でお示してまいります。 |   |
| 26 | 各施設の具体的な事業手法（PFI、P-PFI など）の検討時期はいつか。   | 施設の具体的な事業手法については、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定内容に関する事項であり、今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮りながら、令和3年3月の「等々力緑地再編整備実施計画（案）」の中でお示してまいります。   | D |
| 27 | 立場が不明確な提案者に、長期間にわたり無償にてノウハウの提供を一方向的に求めることは、一般に民間企業にとって受け入れることが難しい内容であるため、事業化に至る期間を短縮する必要がある。 | 事業化に至る期間については、既存計画に位置付けのない複数の施設の再編や、多数のステークホルダーの関与など、高度な政策判断と市民への理解の醸成が不可欠であるため、「5今後のスケジュール（案）」でお示した期間を要するものと考えておりますが、早期の事業化に向け努めてまいります。   | D |

## 5 その他（18件）

| No | 意見の要旨   | 本市の考え方   | 区分 |
|----|---|--|----|
| 28 | 等々力緑地を快適に利用できるよう維持管理水準を改善して欲しい。<br>(同趣旨ほか17件) | 今後、学識経験者や市民委員などで構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」に諮るなど、緑地内全施設を対象として、民間活力の導入範囲等を検討するとともに、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けた、適切な維持管理手法について検討してまいります。 | C  |

# 「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」について

等々力緑地においては、平成 23 年 3 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、計画に基づく段階的な緑地の整備等の取組に加え、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用の検討など、公園のさらなる魅力向上に向けた取組を進めてきました。そうした中、民間事業者からの P F I 法に基づく民間提案の提出に伴い、有識者による審査を行ってきたほか、今般の台風 19 号により浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じています。

この取組方針は、こうした課題に対する本市の取組の方向性や今後の検討の進め方を示すものであり、今後、本方針に基づいて、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けてさらなる取組を進めてまいります。

## 1 事業の経過

### (1) 「等々力緑地再編整備実施計画」に基づく再編整備事業の推進

等々力緑地については、昭和 37 年から段階的に緑地内の整備を進めてきましたが、陸上競技場や硬式野球場の老朽化などの課題や、武蔵小杉駅周辺における大規模な再開発事業等の進捗も踏まえ、平成 20 年 10 月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、緑地全体のあり方や施設の再編整備に関する検討を進めてきました。この委員会での議論を踏まえ、主要施設の整備の方向と配置、整備手順などをまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を平成 23 年 3 月に策定するとともに、この計画に基づき、陸上競技場（メインスタンド）や正面広場等の整備を実施し、現在では、硬式野球場の整備を進め、今後、陸上競技場（サイド・バックスタンド）等の整備を実施する予定となっています。

### (2) 民間活用による等々力緑地のさらなる魅力向上に向けた取組の推進

平成 29 年 6 月の都市公園法改正の趣旨を踏まえ、陸上競技場（サイド・バックスタンド）整備や、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用を対象として、民間活用による公園のさらなる魅力向上に向けた検討を行ってきました。

この検討の中で、緑地のパークマネジメント推進に向けて、魅力向上施策や公園内施設の効率的・効果的な整備及び維持管理・利活用のアイデアを募集するため、川崎市の都市公園で初めて公募による「マーケットサウンディング」を実施し、民間事業者の柔軟な発想に基づく幅広い事業アイデア等の把握の試みを行ってきました。

そうした中、平成 31 年 2 月 28 日に、東京急行電鉄株式会社（現東急（株））より、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「P F I 法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、陸上競技場（サイド・バックスタンド）の全面改築、とどろきアリーナの民設民営化、民間収益施設の設置、等々力緑地の一体的な管理等、複数年の P F I 事業等の実施に関する提案の提出を受けました。

その後、客観的な視点による提案内容の妥当性等の審査を行うため、附属機関である「川崎市民間活用推進委員会」に「民間提案審査部会」を設置し審査を進め、同年 9 月 30 日に審査部会から本市に対して審査講評が提出されました。（審査講評の概要は、総務委員会及びまちづくり委員会に所管事務報告を実施（令和元年 10 月 7 日））

※マーケットサウンディングとは…民間事業者から広く意見、提案を求めるものであり、等々力緑地の利活用の方向性、市場性の有無、市場性を確保するためのアイデアを得るために行うものです。

※ P F I 法第 6 条第 1 項に基づく提案とは… P F I 法に規定された民間提案制度のことであり、民間事業者が、施設管理者である国や自治体等に対し、公共施設等の P F I 事業の実施を各施設管理者に提案できるしくみです。

## 2 等々力緑地の課題

### (1) 社会環境の変化に対する新たな課題等への対応の必要性

等々力緑地においては、施設の老朽化などに伴い様々な課題が指摘されていることに加え、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、これからの都市公園には、その多機能性を最大限発揮し、都市の課題解決や魅力づくりに貢献していくことが期待されており、これらの課題を踏まえた取組が求められています。

| 課題                 | 具体的な内容の例  |
|--------------------|---|
| 立地及びアクセスの改善        | 駅から遠い、動線が悪い（安全性が低い、道が分かりにくい）、多摩川河川敷と分断されている   |
| 「憩いの場」となる空間の不足     | 普段使いの公園として、ゆっくり過ごす場がない、飲食店が不足している<br>運動の後などにくつろげる空間がない                              |
| 魅力あるコンテンツ及び情報発信の不足 | 公園として魅力あるコンテンツが不足している、プロスポーツの拠点であることを活かせてない<br>情報発信力が弱く、認知されていない、日常的に集客できる魅力ある施設の不足 |
| 施設等の確保・再配置・改変の必要性  | 植栽が鬱蒼としている、園内の道路（車道）が危険である、駐車場が不足している<br>全体的に施設の配置が整っていない                           |
| 維持管理水準の改善          | 歩道等公園施設が老朽化している、照明が少ない等の理由により安全面（防犯）に懸念   |

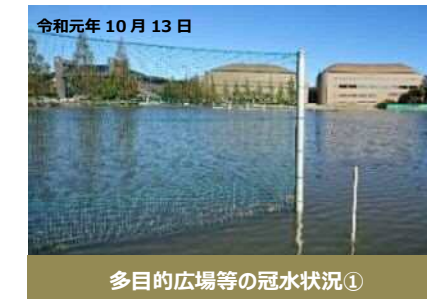
### (2) 自然災害リスクの高まりを踏まえた防災対策の充実の必要性

台風 19 号の通過に伴い川崎市内では、多くの浸水被害等が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼしています。また、等々力緑地においても、補助競技場、運動広場、多目的広場の冠水や市民ミュージアムの浸水被害、とどろきアリーナ館内の浸水等が発生しており、現在、被害状況の把握と対応に努めているところです。

等々力緑地は、地震や火災時の広域避難場所や警察等の広域活動拠点として位置付けられていますが、小杉駅周辺のまちづくりの進展や今回の浸水被害を踏まえた緑地の役割の検証など、防災対策の充実に向けたさらなる検討を進める必要があります。



小杉駅周辺地区のまちづくりの進展



多目的広場等の冠水状況①



多目的広場等の冠水状況②

### (3) 民間提案の審査講評を踏まえた提案内容のさらなる検証の必要性

東急（株）から受けた民間提案への審査講評では、「総合的な評価としては、提案の妥当性は認められるものの、提案の具体的な実現可能性等を判断するためには、市民等や提案内容の検討に必要となる有識者等を交えながら、さらに検討を深めていく必要があると判断する」とされ、また、提案者への対応として、「提案内容の検証と再編整備事業の実施に向けた議論を進めるために、共に協力するための取組を講じる必要がある」とされました。

このようなことから、本市としては、提案の実現可能性のさらなる検証とともに、その検証に向けた提案者の知的財産等を含む情報の公表等に対する提案者と協力関係を整えていく必要があります。

## 3 民間提案の主な内容

提案の主な内容については、提案者からの了解を得た上で、前回公表した内容（令和元年 10 月 7 日まちづくり委員会「等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の審査講評について」）から、新たに公表可能となった内容のみ記載しています。

※ 提案内容は、平成 31 年 2 月 28 日時点で提案者から提出されたものであり、現時点で本市が当該提案に基づいて事業を推進することを決定しているものではありません。

### (1) 全体ゾーニング

等々力緑地は広大な敷地を有するため、全体を 4 つのゾーンに分け、それぞれのゾーンにテーマを掲げて異なる価値を提供する。

- ・ゾーン① ライフスタイルゾーン…等々力緑地の玄関口であり、車導線が強く公共交通にも近いため日常的に利用できる便利施設が集まるゾーン
- ・ゾーン② オープンイノベーションゾーン…商業店舗を活用したワークショップなどで市民や公園利用者が日常的に体感できるゾーン
- ・ゾーン③ アウトドアアクティビティゾーン…サッカー、野球、テニス等のスポーツアクティビティ施設が集まったゾーン
- ・ゾーン④ リラクゼーションゾーン…大きな広場空間やプール等の親水空間がある、緑地内の各施設をつなぐ役割を果たすゾーン

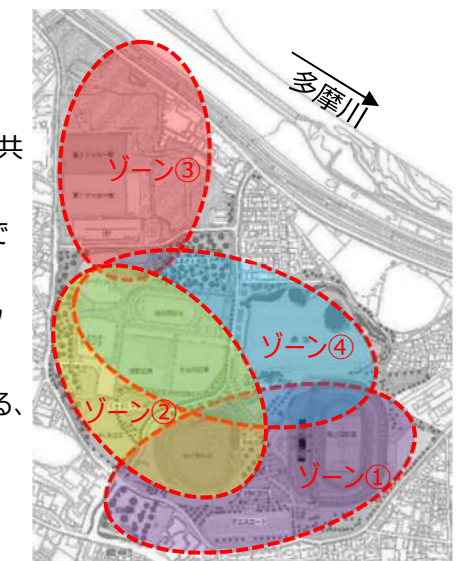


図 ゾーニング図(下図は現在の再編整備図)

### (2) 主要施設の整備内容

#### ア 陸上競技場（サイド・バックスタンド）の全面改築

- ・スタンドと公共施設等の複合施設を整備

#### イ とどろきアリーナの民設民営化

- ・既存のとどろきアリーナ（大体育館）を、民設民営の興行専用のアリーナとして再整備（エンターテインメント空間の創出）
- ・市民利用の体育室は陸上競技場内に複合整備し利便性を向上



## ウ 市民ミュージアムの再整備

- ・ 陸上競技場内に複合整備

## エ その他公園施設の魅力向上

- ・ 既存施設の再整備による魅力向上及び新たな機能の導入により、これまでの利用者層に留まらない幅広い層をターゲットとして利用者数を向上
- ・ 既存施設の一部を再整備し、新たな魅力を創出
  - ✓ 園路とランニングコースを新設（多摩川河川敷とのアクセス路を含む）
  - ✓ 魅力的な広場空間の整備
  - ✓ 釣り池の再整備（一部をプールなどの親水施設として魅力向上に向けた施設として整備）
  - ✓ テニスコート及びサッカー場、多目的広場・運動広場等については移転再整備

## オ 等々力緑地及び地域の魅力向上に資する民間収益施設

- ・ 商業系店舗の整備 ・R&D 施設（研究開発施設） ・教育研究の整備 ・エンターテインメント施設の整備

## カ 等々力緑地周辺敷地との一体計画による地域の魅力向上

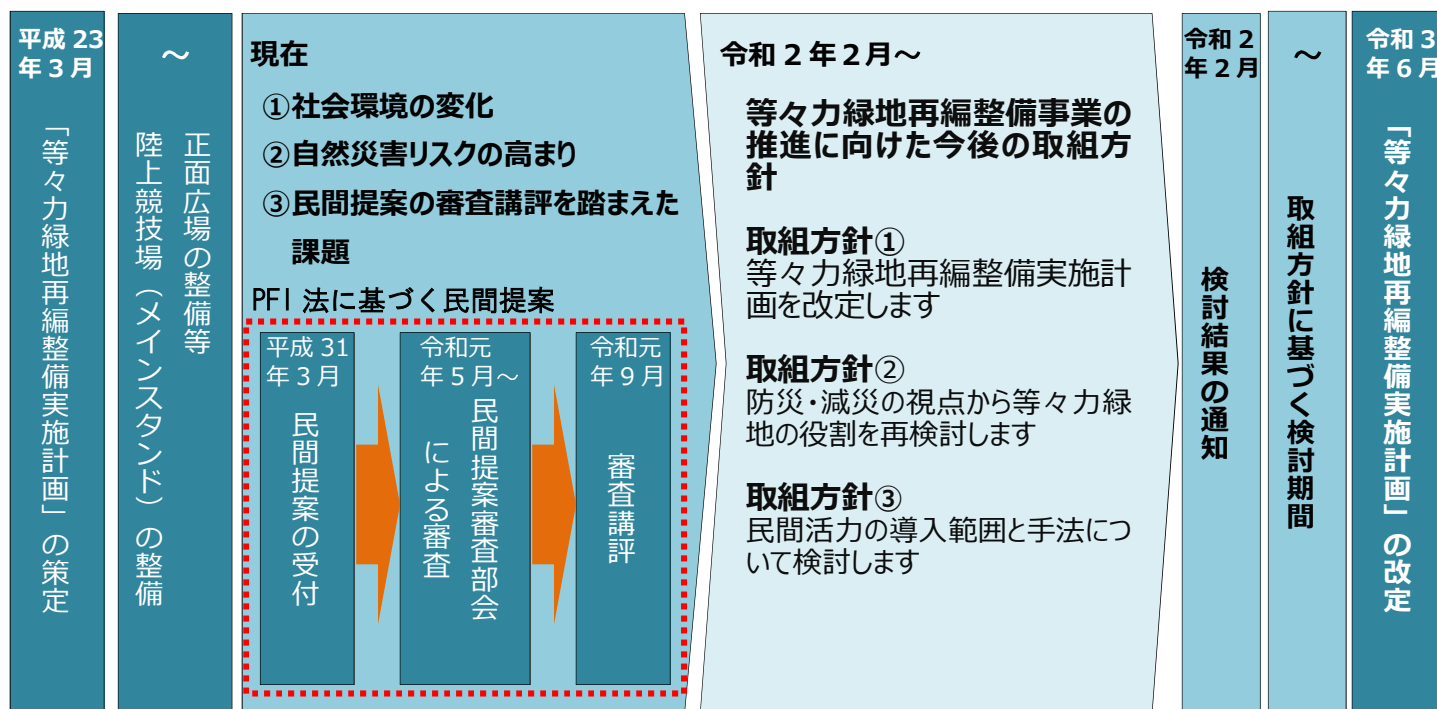
- ・ 緑地に接する、公文書館や会館とどろきを陸上競技場内に複合整備し、跡地に魅力向上に資する施設を整備

## 4 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針

等々力緑地再編整備実施計画の策定後に顕在化した様々な課題について次の取組方針により検討を進め、等々力緑地を安全・安心で魅力あふれる公園の実現や効率的・効果的な施設運営等に向けて再編整備実施計画を改定します。

### (1) 今後の取組方針

- ① **社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、等々力緑地再編整備実施計画を改定します**  
等々力緑地のマスタープランである「等々力緑地再編整備実施計画」について、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、改定に向けた検討を進めます。
- ② **自然災害リスクの高まりを踏まえ、防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討します**  
近年、国内で発生している大規模地震に伴う災害に加え、直近で発生した台風19号による浸水被害を踏まえ、防災・減災の視点から等々力緑地の果たすべき役割を再検討します。
- ③ **民間活力の導入範囲と手法について検討します**  
PFI 法に基づく民間提案の審査講評等を踏まえ、民間提案の実現可能性を検証するための体制を構築します。検討にあたっては、知的財産等を含む情報の公表及び活用に向けて提案者との連携・協力について取り決めを行います。



## (2) 今後の検討事項

- ① **市の各種計画との整合について検証を行います**  
「等々力緑地再編整備実施計画」策定後に改定された川崎市緑の基本計画など各種計画を踏まえ、**現在の再編整備実施計画を検証**します。
- ② **自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地が果たすべき防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討します**  
自然災害リスクの高まりを踏まえ、**等々力緑地が果たすべき防災・減災の視点を整理し、等々力緑地の役割を再検討**します。なお、検討にあたっては、等々力緑地内外の台風19号に伴う被害状況や原因等の調査結果を踏まえます。
- ③ **公園全体のゾーニングを検討します**  
現在の「等々力緑地再編整備実施計画」に位置付けた「**緑と水の整備**」、「**安全・安心の場の再整備**」、「**緑地内動線の再整備**」、「**緑地へのアクセスの改善**」の4つの視点に、防災・減災の視点からの役割の再検討、大規模施設の再整備、下水処理施設の建設の進捗、民間収益施設の設置への対応などを**加え、様々な条件の変化を踏まえた公園全体のゾーニングを検討し、ゾーニングごとに合わせた公園施設の具体的な検討を進めます**。
- ④ **等々力緑地の魅力向上など課題解決に向けた検討を行います**  
等々力緑地再編整備実施計画、マーケットサウンディング調査、民間提案において共通して指摘されている魅力の創出や緑地へのアクセス向上、維持管理水準の改善などの課題については、**民間提案の内容の実現性を検証しながら、課題解決に向けた検討を行います**。

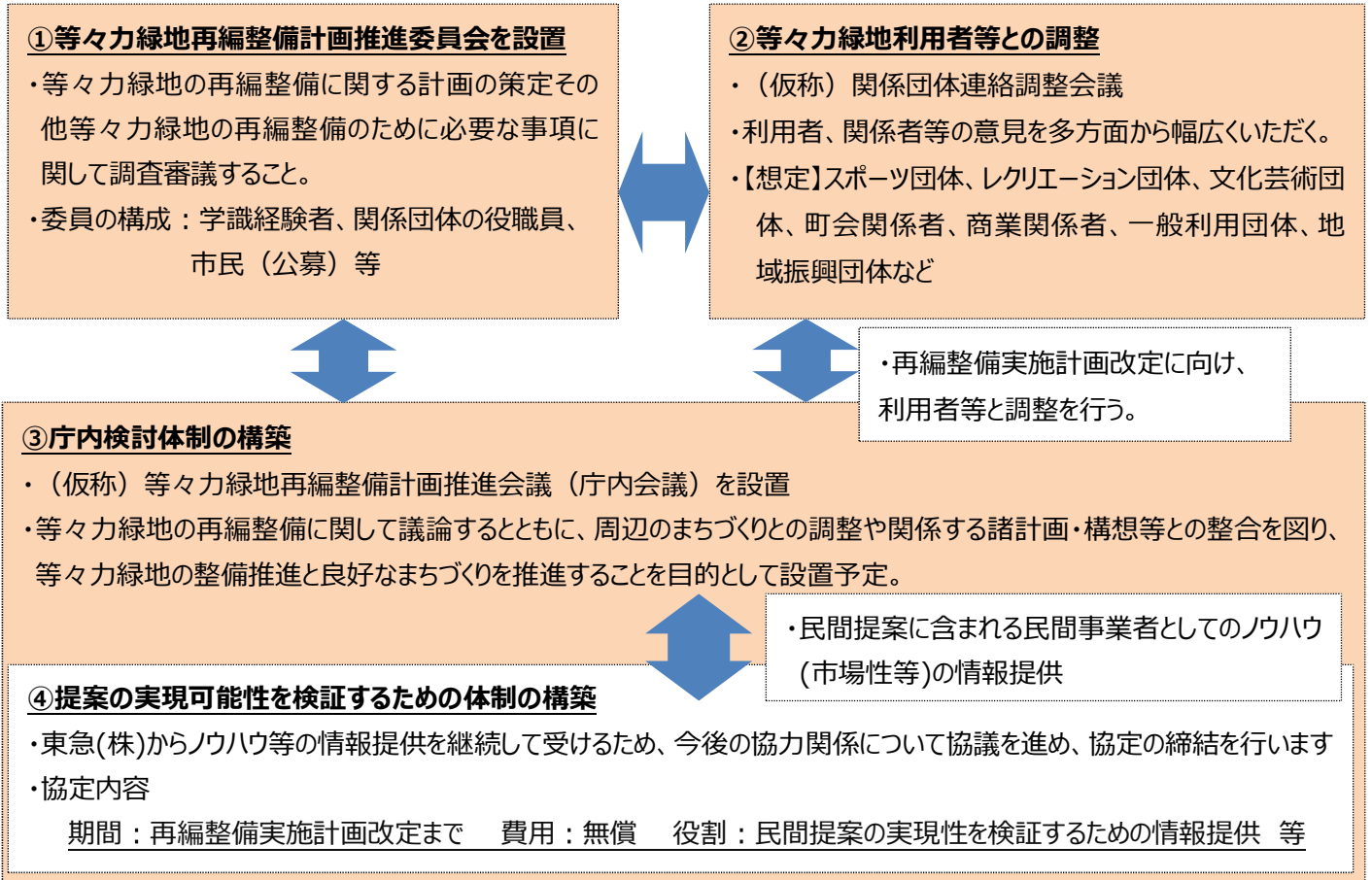
## (3) 今後の検討体制

等々力緑地再編整備実施計画の改定に向けて学識経験者等による検討体制として、①**等々力緑地再編整備計画推進委員会を設置**するとともに、ステークホルダーである②**等々力緑地利用者等との調整**を行います。また、④**民間提案の審査講評を踏まえた対応**として、東急(株)と連携・協力して検証を進めます。なお、計画の改定にあたっては、緑地内にある各公共施設に係る所管局区等との調整が必要になることから、③**庁内検討体制の構築**を行います。

### ア 検討組織

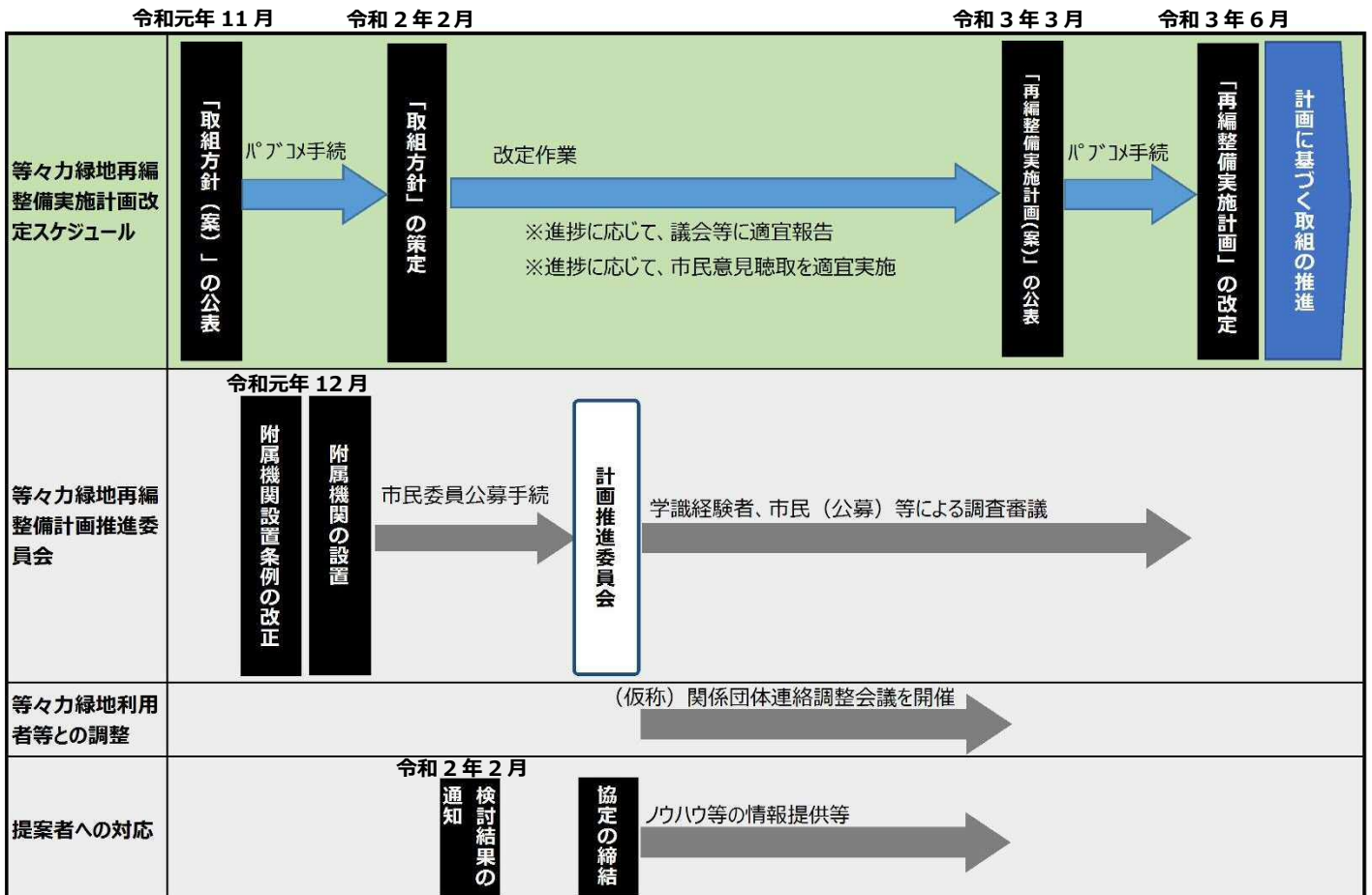
- ① **等々力緑地再編整備計画推進委員会を設置**  
小杉駅周辺地区におけるまちづくりの進展への対応や都市公園法の改正など公園緑地行政を取り巻く動向が大きく変化していることに加え、大型台風の襲来をはじめとする自然災害リスクが高まったことへの防災対策など、魅力あふれる公園の実現や効率的・効果的な施設運営等に向けた等々力緑地を実現するためには、等々力緑地のマスタープランである**等々力緑地再編整備実施計画を改定する必要がある**ことから、検討に必要な学識経験者（造園・エリアマネジメントなど）、公募市民等により構成する「**等々力緑地再編整備計画推進委員会**」を設置します。
- ② **等々力緑地利用者等との調整**  
等々力緑地及び緑地内の施設は、市民等や地域とともに育んでいく「公共財産」であり、**今後の等々力緑地の再整備の内容や利用方法等の議論に向けて**、等々力緑地を日常的に利用している**ステークホルダー等**、様々な立場での多様な意見を伺うとともに、**本事業への理解の醸成と情報共有を図るための「（仮称）関係団体連絡調整会議」**を設置します。
- ③ **庁内検討体制の構築**  
**等々力緑地の各公共施設を所管する局区との課題の共有と解決を図るために、「（仮称）等々力緑地再編整備計画推進会議」**を設置し、**庁内における検討体制**を構築します。
- ④ **提案の実現可能性を検証するための体制の構築**  
民間提案への「民間提案審査部会」からの審査講評を踏まえ、提案が等々力緑地の魅力向上等に寄与するか否かやその実現可能性等について、「**等々力緑地再編整備計画推進委員会**」の中で、**さらなる検証**を進めます。また、提案の実現可能性を検証するため、**東急(株)のノウハウや提案内容を公表及び活用することについて、提案者の承諾を得る必要などがあることから、東急(株)との取り決め（協定の締結）**を行い、**連携・協力**を行います。  
なお、この連携・協力は、再編整備実施計画の改定までを予定しており、改定後の計画に基づいて整備・運営等の事業者の決定を行う場合には、公平性・透明性・競争性に配慮し、公募（総合評価落札方式等）により事業者選定を行います。

## イ 検討体制図



## 5 今後のスケジュール

・このスケジュールは、本取組方針による「再編整備実施計画」の改定作業の想定スケジュールを示したものです。



\*提案者への「検討結果の通知」については、令和 2年 2月に取組方針内容の回答を予定しています。